

建築物の耐震改修の促進に関する法律第14条第1号一覧表

学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	階数2以上かつ1,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む。
	上記以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上
体育館（一般公共の用に供されるもの）		階数1以上かつ1,000㎡以上
ポーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		階数3以上かつ1,000㎡以上
病院、診療所		
劇場、観覧場、映画館、演芸場		
集会場、公会堂		
展示場		
卸売市場		
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗		
ホテル、旅館		
賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎、下宿		
事務所		
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの		階数2以上かつ1,000㎡以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障がい者福祉センター その他これらに類するもの		
幼稚園、保育所		階数2以上かつ500㎡以上
博物館、美術館、図書館		階数3以上かつ1,000㎡以上
遊技場		
公衆浴場		
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホール その他これらに類するもの		
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行 その他これらに類するサービス業を営む店舗		
工場		
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で 旅客の乗降又は待合の用に供するもの		
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設		
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物		

特定建築物★における
耐震診断・補強計画・補強工事
補助制度のご案内

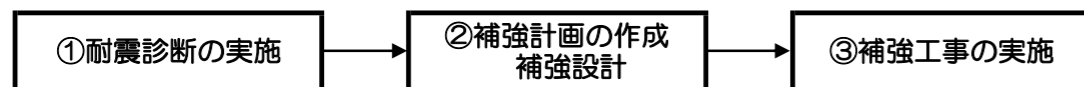
★特定建築物とは
建築物の耐震改修の促進に関する法律第14条第1号に該当する建築物
（最終ページ建築物の耐震改修の促進に関する法律第14条第1号一覧表参照）
※補強計画及び補強工事については、3階以上かつ1,000㎡以上の分譲マンションも適用となります。

- 対象は、昭和56年5月31日以前に建築又は着手した建築物です。
- 昭和56年6月1日以降に増築等建築行為が有る場合は、直接建築安全推進課へご相談ください。
- いずれの補助制度も、業者との契約前に申請書を提出しなければなりません。補助金交付決定前の契約は補助制度をご利用いただけませんので、ご注意ください。

補助制度に関するお問い合わせ先
 静岡市 都市局 建築部 建築安全推進課 安全推進係
 〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号
 TEL：054-221-1124
 FAX：054-221-1135
 E-mail：kenchikuanzen@city.shizuoka.lg.jp

静岡市 都市局 建築部 建築安全推進課 安全推進係

補強工事までの流れ



①耐震診断の実施

- 建築物の現地調査や設計図面により耐震診断を行い、地震に対する安全性を調べます。
- 耐震診断技術を取得した建築士のいる建築士事務所等に相談しましょう。
お知り合いの建築士がいっしょにいない場合は、下記をご確認ください。
- 耐震診断にかかる費用は、建築物の延べ面積、構造、階数、設計図面の有無等により異なります。

【補助制度について】建築物耐震診断事業

○補助額

補 助 率	基 準 額		左記の 合計額
見積額と基準額を比較して いずれか少ない額の2/3	延べ面積 1,000㎡以下 の部分	2,100円/㎡	
	延べ面積 1,000㎡を超え2,000㎡以 下 の部分	1,570円/㎡	
	延べ面積 2,000㎡を超える 部分	1,050円/㎡	

○評定書の写し

耐震診断完了時に評定書の写しが必要となります。

○補助額算定は一つの建築物の面積で行いますが、見た目が一つの建築物でも構造がいくつかに分かれている場合は構造ごとに耐震診断を行ってください。

お知り合いの建築士がない場合

市からは、建築士事務所のご紹介はできません。

下記の団体にご相談ください。

一般社団法人 静岡県建築士事務所協会 (非木造) TEL: 054-255-8931
 公益社団法人 静岡県建築士会 中部ブロック (木造) TEL: 054-204-6880

②補強計画の作成、補強設計

- 耐震診断の結果に基づき、補強方法（耐震壁の増設や柱の補強等）の検討を行います。
- 補強後の建築物の使い方を考慮して、計画します。
- 補強計画決定後、工事を実施するために必要な図面等を作成します。

○補助額

補 助 率	基 準 額		左記の 合計額
見積額と基準額を比較して いずれか少ない額の2/3以内 (限度額419万円)	延べ面積 1,000㎡以下 の部分	3,150円/㎡	
	延べ面積 1,000㎡を超え2,000㎡以下 の部分	2,100円/㎡	
	延べ面積 2,000㎡を超える 部分	1,050円/㎡	

○評定書の写し等

補強計画完了時に評定書の写しが必要となります。

○既存不適格チェックリスト

補強計画完了時までに建築基準法既存不適格チェックを行ってください。

○補助額算定は一つの建築物の面積で行いますが、見た目が一つの建築物でも構造がいくつかに分かれている場合は構造ごとに補強計画を行ってください。

③補強工事の実施

- 補強計画・補強設計に基づき耐震補強工事を行います。

○補助額

補 助 率	基 準 額	
見積額と基準額を比較して いずれか少ない額の23%の2/3	下記以外	51,200円/㎡
	マンション	50,200円/㎡
	免震工法等の特殊な工法 による場合	83,800円/㎡

○評定書の写し等

補強工事申請時に評定書の写し（補強計画）が必要となります。

○建築基準法に違反している部分が判明した場合は、耐震改修工事完了時までに、違反部分の是正を行わないと、補助の対象となりません。

○見た目が一つの建築物でも構造がいくつかに分かれている場合は、構造ごとに補強工事を行い、一つの建築物すべての耐震性能を確保してください。